

## 「令和2年度こすもスマイル助成」

赤い羽根共同募金と神戸市須磨区善意銀行預託金を財源として、須磨区内の地域福祉の充実を図るために、地域団体やボランティア等が取り組む活動の立上げもしくは拡充・充実を支援するための助成を行います。



うたごえ喫茶 とんがりカフェ

・地域交流の場に必要の備品購入の費用を助成。



こみゆすま

・新規に立ち上げた、多世代交流のイベントを運営するための経費を助成。

### 助成内容

助成対象事業	区内において、高齢者や子ども、障がい者等、地域の多様な方々を対象とした地域共生のための居場所づくり、地域福祉活動に取り組むことを目的とする事業	
助成対象団体	須磨区内で活動を展開する地域団体やボランティアグループ	
事業実施期間	令和2年 4月 1日 ～ 令和3年 3月 31日	
募集区分 助成額	<b>Aタイプ</b> 備品・器材購入経費 1団体 あたり 10万円（上限）	<b>Bタイプ</b> 活動の運営に要する経費 1団体 あたり 5万円（上限）/年度
	助成総額および審査により申請額より減額して助成決定することがあります	

詳細は裏面をご覧ください。

### 問合せ先



社会福祉法人 神戸市須磨区社会福祉協議会 担当：宮田・足立  
 神戸市須磨区大黒町4丁目1-1 須磨区役所3階  
 (電話) 078-731-4341(内線 314・313) (FAX) 078-733-2533  
 (E-mail) apply@suma-shakyo.or.jp



須磨区社協マスコットキャラクター  
 こすもちゃん

## 助成内容（詳細）

対象経費 【Aタイプ】	<p>新たな活動の場づくりや、実施事業の拡充・充実のための備品・器材の購入等の購入経費</p> <p>【例】家具、家電、調理器具など、1年以上使用することができるもの</p> <p>※以下にあげる経費は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に関係のない経費及び本会が不相当と認めた経費</li> </ul>
対象経費 【Bタイプ】	<p>事業の運営に必要な経費（講師謝金、印刷費、通信運搬費、保険料、会場使用料、スタッフ交通費、手数料、消耗品費など）</p> <p>※以下にあげる経費は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象団体の職員・スタッフの人件費・謝礼</li> <li>・ 当該事業と区別が出来ない通信料および光熱水費等の経費</li> <li>・ その他、本会が不相当と認めた経費</li> </ul>
その他 申請条件	<p>○A、Bの併用申請も可能です。</p> <p>○Aタイプ助成を受けた団体は、助成後5年を経過しなければ申請できません。</p> <p>○Bタイプの助成期間は、通算3ヵ年度を上限とします。</p> <p>○同一の事業で、本会および他の社会福祉協議会、共同募金会等から助成金を受けている場合は申請できません。</p>
審査方法	<p>申請書提出後、職員によるヒアリングおよび現地確認等を行うことがあります。</p> <p>申請書を基に、審査会において申請内容を審査して助成事業を決定します。</p> <p>また、申請団体から企画内容の説明をいただく場合があります。</p>
選考・審査時期	<p>令和2年 5月下旬～6月末 ※詳細については、本会ホームページでお知らせします。</p>
助成決定・ 助成金交付	<p>助成団体決定後、対象の団体に決定通知及び助成金申請書を送付します。</p> <p>助成金申請書により、対象団体の指定口座に助成金を振り込みます。</p>
実績報告書	<p>事業終了後30日以内に「事業報告書」を本会に提出してください。</p> <p>また、内容は本会ホームページ等で公表します。</p>

## 申請の手続き

申請方法	<p>所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類とともに、須磨区社会福祉協議会へご提出下さい。郵送も可。</p>
申請書	<p>申請書は、本会の窓口での配布ならびにホームページからダウンロードできます。 (<a href="http://www.suma-shakyo.or.jp/">http://www.suma-shakyo.or.jp/</a>)</p>
応募期間	<p>令和2年 4月 1日(水) ～ 4月30日(木) (当会必着)</p>
助成金の返還 (全額もしくは一部)	<p>①助成決定後、事業の一部または全部が実施不能となった場合。</p> <p>②助成金を指定された事業以外に使用した場合。</p> <p>③助成決定後、助成申請に不正または虚偽の事項が判明した場合。</p> <p>④その他、本会の指示に従わない等、本会が不相当と認めた場合。</p>

その他詳細についてはお問い合わせください。